第百十六条中「（法第五十八条第二項の規定により同条第一項の内国法人の同項に規定する災害損失欠損金額とみなされたものを含み、既に同項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたもの及び同条第四項の規定によりないものとされたものを除く。）」を削り、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　内国法人が法第五十八条第一項の規定の適用を受けた場合には、その適用を受けた事業年度後の各事業年度においては、当該内国法人のその適用を受けた事業年度前の事業年度において生じた同項に規定する災害損失欠損金額（同条第二項の規定により当該内国法人の当該災害損失欠損金額とみなされたものを含む。）のうち、同条第一項の規定により損金の額に算入された金額に相当する金額は、ないものとする。

第百十六条の二第一項を次のように改める。

法第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する政令で定める要件は、同項の適格合併又は残余財産の確定（以下この項において「適格合併等」という。）に係る同条第二項に規定する被合併法人等が同項に規定する前七年内事業年度のうち同条第一項に規定する災害損失欠損金額（同条第二項の規定により当該災害損失欠損金額とみなされたものを含み、同条第三項の規定によりないものとされたものを除く。）の生じた事業年度（当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる内国法人を合併法人とする適格合併（以下この項において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人の残余財産が確定したことに基因して同条第二項の規定により当該被合併法人等となる内国法人の災害損失欠損金額とみなされたもの（以下この項において「みなし災害損失欠損金額」という。）にあつては、当該直前適格合併の日の属する事業年度）について同条第四項に規定する損失の額の計算に関する明細を記載した確定申告書（みなし災害損失欠損金額にあつては、確定申告書）を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出していることとする。

第百十六条の二第二項を削り、同条第三項中「第百十二条第三項の」を「第百十二条第二項（適格合併による欠損金の引継ぎ等）の」に、「適格合併等に係る同項に規定する合併法人等」を「内国法人」に、「第百十二条第三項中「同条第二項」を「第百十二条第二項中「同項」に改め、「、「が当該適格合併等」とあるのは「が同条第二項に規定する適格合併等（以下この項において「適格合併等」という。）」と」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第六項」を「第五項」に、「前条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　第百十二条第十二項に規定する被合併法人である他の連結法人が法第八十一条の九第二項第一号（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結子法人以外の法人であり、かつ、第百十二条第十二項に規定する適格合併の日が当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合又は同条第十三項に規定する被合併法人である他の内国法人若しくは同項に規定する残余財産が確定した他の内国法人が法第六十一条の十一第一項各号（連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益）若しくは第六十一条の十二第一項各号（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）に掲げるもの以外のものである場合には、当該他の連結法人又はこれらの他の内国法人の法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額については、同項の規定は、適用しない。

第百十六条の二第六項を削る。

第百十六条の四中「会社更生法」の下に「（平成十四年法律第百五十四号）」を加え、「同法の規定による」を削り、「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の下に「（平成八年法律第九十五号）」を加える。

第百十七条第一号中「民事再生法の規定による」を削り、「同法第八十四条」を「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第八十四条」に改め、同条第二号中「会社法の規定による」を削り、同条第三号中「破産法の規定による」を削り、「同法」を「破産法（平成十六年法律第七十五号）」に改め、同条第四号中「会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による」を削る。

第百十八条を第百十七条の二とし、第二編第一章第一節第二款第十四目中同条の次に次の一条を加える。

（解散の場合の欠損金額の範囲）

第百十八条　法第五十九条第三項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）に規定する欠損金額で政令で定めるものは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一　法第五十九条第三項に規定する適用年度（次号において「適用年度」という。）終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額（同項に規定する個別欠損金額を含む。）の合計額

二　法第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）又は第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）の規定により適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される欠損金額

第百十八条の三第一項中「若しくは現物出資法人とする適格合併、適格分割若しくは適格現物出資を」、現物出資法人若しくは現物分配法人とする同項に規定する適格組織再編成等」に、「並びに」を「（適格合併に該当しない合併により移転を受けた資産にあつては、法第六十一条の十三第一項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）の規定の適用があるものに限る。）並びに第百二十二条の十四第十四項（完全支配関係がある法人の間の取引の損益）に規定する調整勘定の金額に係る資産及び」に、「第百十三条の二第七項」を「第百十三条の二第六項」に改め、同条第三項中「適格組織再編成」を「適格組織再編成等」に改め、同条第四項中「第百二十三条の八第三項から第十項まで」を「第百二十三条の八第四項から第十一項まで」に、「第百二十三条の八第三項第三号」を「第百二十三条の八第四項第三号」に、「特定適格合併等」を「特定適格組織再編成等」に、「又は現物出資法人（第十四項及び第十五項」を「、現物出資法人又は現物分配法人（第十六項及び第十七項」に、「同条第六項第一号」を「同条第七項第一号」に、「適格組織再編成」を「適格組織再編成等」に改める。

第百十八条の四第二号中「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「事後設立法人」を「現物分配法人」に改める。

第百十八条の五第一号中「第六十一条の五第二項」を「第六十一条の五第三項」に改め、同条第二号中「又は適格現物出資」を「、適格現物出資又は適格現物分配」に、「又は現物出資法人又は現物分配法人」に改める。

第百十八条の六第一項第一号中「時の帳簿価額とする」を「時又は当該適格分割型分割の直前の帳簿価額」に改め、同項第二号中「（分割型分割により分割承継法人に移転したものを除く。）」を削り、同条第二項中「、その有する短期売買商品について第百二十三条の六（適格事後設立における被事後設立法人の資産及び負債の帳簿価額）の規定により帳簿価額の修正をした場合」を削り、「適格分社型分割」を「適格分割」に、「適格事後設立により」を「適格現物分配により」に、「被事後設立法人に」を「被現物分配法人に」に改め、「若しくは第十一項」を削る。

第百十八条の八第一項中「同項に規定する評価益又は評価損」を「金額」に改め、「（分割型分割により分割承継法人に短期売買商品を移転する場合におけるその短期売買商品に係る金額を除く。）」を削り、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「（分割型分割により分割承継法人に移転するものを除く。）」を削り、「その評価益」を「第一項の規定により損金の額に算入される金額」に、「その評価損」を「同項の規定により益金の額に算入される金額」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。